〔吾妻鏡三十八〕寛元五年（寶治元年）十二月廿九日丁未、有恩澤沙汰、去六月合戰之賞、相交之、結城上野入道日阿、拜領鎮西小鳥庄、是就泰村追討事、頗及過言之間、可被咎仰歟之由、雖有沙汰、其性素廉直也、稱過言者、只無私之所致也、且適爲關東遺老、咎語之誤、令漏處恩條、可爲政道恥之由、左親衛殊令執申給云云、

〔武功雜記〕有馬修理大夫へ、薩摩ヨリ加勢ヲツカハシ候トキ、兄ノ兵庫カ、弟ノ中書カ、兩人ノ中ヲツカハスベシト、立伯タヅネラレシニ、新納武藏進テ申ハ、兵庫殿ハ、耳臆病、目甲斐々々敷大將也、中書殿ハ、耳甲斐々々敷、目臆病ナル大將ナリ、目ニ見タル時、大事ニ存ル大將ハ、軍ノ仕損ジナキモノナリ、必中書殿ヲ被遣可然ト云テ、終ニ中書ヲ遣スト云々、兵庫後ニ少々新納ヲ恨ム、新納ガ云、何程御ウラミ候共、私存ヨリハ、其刻申シタル如クニテ候、

〔常山紀談十八〕台德院殿（德川秀忠）は、（中略）信を失ひては、天下は保ちがたしと常に仰られ、御鷹狩に出給ふ時も、時を定められ、御膳の半にも、辰の鼓をうてば、箸を捨て出給ふ、近習の人、奉膳終らざれば、辰の太鼓をうたず、井伊直孝是を聞、近習の人々に向ひ、是君を愛すると思へるは大なるひがこことにてこそあれ、君正しき道を好みたまはゞ、汝たちも正しき道にて仕へられよ、かやうに事を料られなば、必阿諛をなして、寵愛を好するにも及ぶべし、とく膳を奉りて、鼓の前に終りなんに、何の苦しきことやある、是等は誠に小事なれども、君を欺くともいふべし、君子は禍を未然に防ぐものなりと、戒められけり、

〔老人雜話下〕島田彈正法名由也（越前守兄）直士也、（中略）或時老中會して、米高直にして、萬民困窮すとの評義あり、その時、由也云、老中の歴々、米の買置などめさる間、米何としても、下直には成まじと云、誰買置れたるぞと云れければ、先づ酒井讃岐殿からが買置めさると云、其時讃州云、我聊此事なし、さらば深津九郎右衛門を呼とあり、深津來りて、曾て此事なしと云、由也居長高に成て、某月某